

介護予防・日常生活支援総合事業 算定構造のイメージ(案)

本資料は、市町村等におけるシステム改修作業の円滑な実施を支援する観点から、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、事務的に整理している現時点版として、介護予防・日常生活支援総合事業の算定構造のイメージを作成したものである。

具体的な内容については、決定されたものでないこと、及び、今後の介護給付費分科会の議論を踏まえ、見直しの可能性があり得るものであることを御了知頂きますようよろしくお願いいたします。

介護予防・日常生活支援総合事業の 算定構造

- 1 訪問型サービス費(みなし)
- 2 訪問型サービス費(独自)
- 3 訪問型サービス費(独自/定率)
- 4 訪問型サービス費(独自/定額)
- 5 通所型サービス費(みなし)
- 6 通所型サービス費(独自)
- 7 通所型サービス費(独自/定率)
- 8 通所型サービス費(独自/定額)
- 9 その他生活支援サービス費(配食/定率)
- 10 その他生活支援サービス費(配食/定額)
- 11 その他生活支援サービス費(見守り/定率)
- 12 その他生活支援サービス費(見守り/定額)
- 13 その他生活支援サービス費(その他/定率)
- 14 その他生活支援サービス費(その他/定額)
- 15 介護予防ケアマネジメント費

I 介護予防・日常生活支援総合事業費単位数の算定構造

1 訪問型サービス費(みなし)

基本部分		注 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問型サービス費(みなし)(I)	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者 (1月につき ○○単位)	×○○/100	×○○/100	+○○/100	+○○/100	+○○/100
ロ 訪問型サービス費(みなし)(II)	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者 (1月につき ○○単位)					
ハ 訪問型サービス費(みなし)(III)	事業対象者・要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者 (1月につき ○○単位)					
ニ 初回加算 (1月につき +○○単位)						
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +○○単位)						
ヘ 介護職員処遇改善加算		注 所定単位数は、イからホまでにより算定した単位数の合計				
(1)介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位数×(○○+○○)/1000)						
(2)介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位数×○○/1000)						
(3)介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(2)の○○/100)						
(4)介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(2)の○○/100)						

：特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 訪問型サービス費(独自)

基本部分		注 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問型サービス費(独自)(I)	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1月につき ●●単位)	×○○/100	×○○/100	+○○/100	+○○/100	+○○/100
ロ 訪問型サービス費(独自)(II)	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1月につき ●●単位)					
ハ 訪問型サービス費(独自)(III)	事業対象者・要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1月につき ●●単位)					
ニ 初回加算 (1月につき +●●単位)						
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +●●単位)						
ヘ 介護職員処遇改善加算		注 所定単位数は、イからホまでにより算定した単位数の合計				
(1)介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位数×(○○+○○)/1000)						
(2)介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位数×○○/1000)						
(3)介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(2)の○○/100)						
(4)介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(2)の○○/100)						

：特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 訪問型サービス費(独自/定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

4 訪問型サービス費(独自/定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

【脚注】
1. 単位数算定記号の説明
 +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
 -○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
 ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
 +○○/100 ⇒ 所定単位数 + ○○/100
 ●●単位 ⇒ 市町村が定める単位数

5 通所型サービス費(みなし)

基本部分		注		注	注	注
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合
イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1 (1月につき ○○単位)	×○○/100	×○○/100	+○○/100	1月につき +○○単位	-○○単位
	事業対象者・要支援2 (1月につき ○○単位)					-○○単位
ロ 生活機能向上グループ活動加算 (1月につき ○○単位を加算)						
ハ 運動器機能向上加算 (1月につき ○○単位を加算)						
ニ 栄養改善加算 (1月につき ○○単位を加算)						
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき ○○単位を加算)						
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき ○○単位を加算)				
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき ○○単位を加算)				
ト 事業所評価加算 (1月につき ○○単位を加算)						
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 (1月につき ○○単位を加算)				
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2 (1月につき ○○単位を加算)				
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 (1月につき ○○単位を加算)				
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×(○○+○○)/1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×○○/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の○○/100)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の○○/100)					

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

6 通所型サービス費(独自)

基本部分		注		注	注	注
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合
イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1 (1月につき ●●単位) 事業対象者・要支援2 (1月につき ●●単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇/100	1月につき +●●単位	-〇〇単位 -〇〇単位
ロ 生活機能向上グループ活動加算	(1月につき ●●単位を加算)					
ハ 運動器機能向上加算	(1月につき ●●単位を加算)					
ニ 栄養改善加算	(1月につき ●●単位を加算)					
ホ 口腔機能向上加算	(1月につき ●●単位を加算)					
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき ●●単位を加算)				
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき ●●単位を加算)				
	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅲ)	栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき ●●単位を加算)				
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅳ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき ●●単位を加算)				
ト 事業所評価加算	(1月につき ●●単位を加算)					
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 (1月につき ●●単位を加算)				
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2 (1月につき ●●単位を加算)				
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 (1月につき ●●単位を加算)				
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	事業対象者・要支援2 (1月につき ●●単位を加算)				
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×(〇〇+〇〇)/1000)		注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計		
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×〇〇/1000)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +(2)の〇〇/100)				
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(2)の〇〇/100)				

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 通所型サービス費(独自/定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

8 通所型サービス費(独自/定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

9 その他生活支援サービス費(配食/定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

10 その他生活支援サービス費(配食/定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

11 その他生活支援サービス費(見守り/定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

12 その他生活支援サービス費(見守り/定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

13 その他生活支援サービス費(その他/定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

14 その他生活支援サービス費(その他/定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

15 介護予防ケアマネジメント費

対象者は、要支援1・2とする。

基本部分
イ 介護予防ケアマネジメント費(1月につき) (●●単位)
ロ 初回加算 (＋●●単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (＋●●単位)